

社援発 0227 第 11 号
令和 8 年 2 月 27 日

各 都道府県知事 殿
市区町村長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた支援給付費の追加給付等について
(通知)

平成 25 年生活扶助基準改定については、令和 7 年 6 月 27 日の最高裁第三小法廷判決(以下「最高裁判決」という。)において、「デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続には過誤、欠落があった」などとして、原告に対する当時の保護変更決定処分が取り消されたことを受けて、最高裁判決を踏まえた対応の在り方について、令和 7 年 8 月に設置した社会保障審議会生活保護基準部会「最高裁判決への対応に関する専門委員会」(以下「専門委員会」という。)にて検討を進め、同年 11 月 18 日に専門委員会の報告書(以下「専門委員会報告書」という。)がとりまとめられたところである。

生活扶助基準が影響している他制度の取扱いについては、専門委員会報告書において、「生活保護と同様の給付を行っている制度は、生活保護と同様の対応を取ることが適当」とされたことを踏まえ、「平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた対応に伴う他制度の取扱いについて(通知)」(令和 8 年 2 月 20 日付け厚生労働省社援発 0220 第 9 号厚生労働事務次官通知)において、中国残留邦人等に対する支援給付は生活保護と同様に追加給付を行うこととした。

また、本年 2 月 20 日付けで「平成二十五年八月から令和八年三月までの間の生活保護法による保護の基準の特例(令和 8 年厚生労働省告示第 43 号)」が告示され、3 月 1 日から適用される。

生活保護制度においては、「平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付等について(通知)」(令和 8 年 2 月 20 日付け社援発 0220 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知)により処理基準が通知され、支援給付についても同様に扱うところであるが、支援給付費の追加給付等に必要となる通知書等の様式を別添のとおり定めたため、御了知の上、支援給付の追加支給事務の実施に遺漏なきよう御対応をお願いする。

○ 別紙 1

「平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた対応に伴う他制度の取扱いについて(通知)」

(令和8年2月 20 日厚生労働省発社援 0220 第9号厚生労働事務次官通知)

○ 別紙2

「平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付等について
(通知)」

(令和8年2月 20 日社援発 0220 第1号厚生労働省社会・援護局長通知)

○ 別紙3

「平成二十五年八月から令和八年三月までの間の生活保護法による保護の基準の特例(令和
8年厚生労働省告示第 43 号)」

○ 参考 厚生労働省ホームページ

[平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応について | 厚生労働省](#)

以上

殿

支援給付の実施機関の長 ⑨

支援給付追加給付決定通知書

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付の追加給付について、次のとおり決定したので通知します。

1. 支援給付の追加給付の理由

「平成二十五年八月から令和八年三月までの間の生活保護法による保護の基準の特例」(令和8年厚生労働省告示第43号)に基づき、次に掲げる対象期間に係る生活支援給付費の追加給付を行う。

2. 支援給付の種類、程度及び対象期間

種類	生活支援給付（内訳は別添のとおり）
程度（追加給付額）	円
追加給付の算定基礎となる対象期間	年 月 ～ 年 月

3. 追加給付の支給日及び支給方法

（備考）

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 上記（1）の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(別添) 追加給付額の内訳

内 訳	金 額	備 考
基準生活費	円	※ 適用期間等を備考欄に記載
冬季加算	円	
期末一時支援給付	円	
基準生活費 (救護施設等)	円	
冬季加算 (救護施設等)	円	
期末一時支援給付 (救護施設等)	円	
入院患者日用品費	円	
介護施設入所者基本生活費	円	
冬季加算 (入院入所)	円	
期末一時支援給付 (入院入所)	円	
障害者加算	円	
母子加算	円	
妊産婦加算	円	
在宅患者加算	円	
放射線障害者加算	円	
介護施設入所者加算	円	
合計	円	

殿

支援給付の実施機関の長 ⑩

支援給付追加給付決定通知書

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付に準じた追加給付について、次のとおり決定したので通知します。

1. 支援給付の追加給付の理由

令和8年2月20日厚生労働省発社援0220第9号厚生労働事務次官通知及び令和8年2月20日社援発0220第1号厚生労働省社会・援護局長通知に基づき、次に掲げる対象期間に係る生活支援給付費の追加給付を行う。

2. 支援給付の種類、程度及び対象期間

種類	生活支援給付（内訳は別添のとおり）
程度（追加給付額）	円
追加給付の算定基礎となる対象期間	年 月 ~ 年 月

3. 追加給付の支給日及び支給方法

(別添) 追加給付額の内訳

内 訳	金 額	備 考
基準生活費	円	※適用期間等を備考欄に記載
冬季加算	円	
期末一時支援給付	円	
基準生活費（救護施設等）	円	
冬季加算（救護施設等）	円	
期末一時支援給付（救護施設等）	円	
入院患者日用品費	円	
介護施設入所者基本生活費	円	
冬季加算（入院入所）	円	
期末一時支援給付（入院入所）	円	
障害者加算	円	
母子加算	円	
妊産婦加算	円	
在宅患者加算	円	
放射線障害者加算	円	
介護施設入所者加算	円	
合計	円	

発 第 号
年 月 日

殿

支援給付の実施機関長 ⑩

支援給付追加給付不支給決定通知書

年 月 日付で申出された、令和 8 年 2 月 20 日厚生労働省発社援 0220 第 9 号厚生労働事務次官通知及び令和 8 年 2 月 20 日社援発 0220 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知に基づく生活支援給付費の追加給付については、下記の理由により不支給とすることに決定したので通知します。

1. 不支給の理由

<別添様式3>

平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた
支援給付費の追加給付に係る申出書

〇〇 支援給付の実施機関の長 殿

申出年月日 年 月 日
現住所
氏名
電話番号

平成25年8月から令和8年3月までの期間について、下記のとおり、相違ないため、追加給付に係る必要書類を添えて申し出ます。

記

1. 世帯構成（平成25年8月から令和8年3月までの期間において、支援給付を受給していた中国残留邦人等本人及び配偶者を記載してください。申出日時点で死亡している場合には「死亡」欄に〇をしてください）

(フリガナ) 氏名	中国残留邦人等 との続柄	生年月日	支援給付受給期間 (年 月 日)	死亡 (申出日 時点)
	本人	年 月 日	～	
	配偶者	年 月 日	～	

※ 本申出は、申出先の自治体で支援給付を受給されていた期間の中国残留邦人等本人が行うものとなります。中国残留邦人等本人が現在死亡されている場合は、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）が申出を行ってください。

※ 中国残留邦人等本人同士の夫婦の場合は、代表するものが申出を行ってください。

※ 申出先の自治体で支援給付を受給されていた期間について、記入してください。
（他の自治体で支援給付を受給されていた期間がある場合は、別途その自治体へ申出が必要となります。また、申出先の自治体で複数回支援給付を受給されている場合は、それぞれの期間ごとに申出が必要となります。）

次ページへ続く

2. 支援給付を受給していた当時の居所（選択肢をチェックしてください。）

申出先の自治体で支援給付を受給されていた期間の居所が、

- 現住所と同じ
 現住所と異なる（異なる場合は以下の「当時の居所」及び「期間」を記載願います。）

※複数の居所がある場合は、追加で記載願います。

（当時の居所）

（期間） 年 月 日～ 年 月 日

（当時の居所）

（期間） 年 月 日～ 年 月 日

（当時の居所）

（期間） 年 月 日～ 年 月 日

※ 居所には、当時住んでいた場所を記載ください。

※ 当時の居所を記載できない場合は、当時の住所の履歴を確認するため、戸籍謄本の附票の写しを添付してください。

3. 振込先口座

以下の記入に加え、これらの口座情報が確認できる通帳等の写しを添付してください。

（フリガナ） 口座名義	金融機関名	支店名	口座種別 （普通/当座）	口座番号

※ 振込口座の名義は、申出者本人名義のものに限ります。

4. 申出者以外の連絡先

申出者へ連絡がつかないときの連絡先（御親族）を記載してください。申出内容の確認等のため、必要に応じてご連絡することがあります。

氏名 _____（申出者との続柄： _____）

電話番号（携帯または自宅） — —

次ページへ続く

5. 加算等の申出

当時の最低生活費の確認のため、中国残留邦人等本人及び配偶者について、該当する加算等を記載してください。(該当がない場合は、記載不要。)

※ 加算等の該当がある場合は、併せて挙証資料を提出してください。なお、挙証資料の提出がない場合であっても申出書を受け付けできますが、加算等について算定ができない場合があります。

申出に係る加算等の種類	該当する内容 (平成25年8月から令和8年3月までのうち、 該当がある場合に記載ください。)	挙証資料の例
入院患者日用品費 <small>(当時、1か月をこえる入院期間があった場合は、入院期間を記載してください。)</small>	氏名： 期間： 年 月～ 年 月 (医療機関名：) 氏名： 期間： 年 月～ 年 月 (医療機関名：) 氏名： 期間： 年 月～ 年 月 (医療機関名：)	—
救護施設等基準生活費、介護施設入所者基本生活費等 <small>(当時、救護施設、更生施設、介護保険施設、障害者支援施設、児童福祉施設等に入所していた期間を記載してください。)</small>	氏名： 期間： 年 月～ 年 月 (施設名：) 氏名： 期間： 年 月～ 年 月 (施設名：) 氏名： 期間： 年 月～ 年 月 (施設名：)	—
障害者加算 <small>(当時、障害者加算が算定されていた期間を記載してください。)</small>	氏名： 期間： 年 月～ 年 月 氏名： 期間： 年 月～ 年 月 氏名： 期間： 年 月～ 年 月	身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当受給証明書、福祉手当認定通知書 ※上記書類がない場合は、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 又は 障害者加算に関する支援給付決定通知書

※ 複数の該当期間がある場合は、適宜追加で余白に記載ください。 次ページへ続く

申出に係る加算等の種類	該当する内容 (平成25年8月から令和8年3月までのうち、該当がある場合に記載ください。)	挙証資料の例
母子加算 (当時、ひとり親世帯の期間があり、母子加算が算定されていた期間を記載してください。)	氏名： 期間： 年 月～ 年 月	児童扶養手当の証書・通知書 または 母子加算の決定に関する支援給付決定通知書
妊産婦加算 (当時、妊産婦の期間があり、妊産婦加算が算定されていた期間を記載してください。)	氏名： 期間： 年 月～ 年 月	母子健康手帳 または 妊産婦加算の決定に関する支援給付決定通知書
在宅患者加算 (当時、在宅患者加算が算定されていた期間を記載してください。)	氏名： 期間： 年 月～ 年 月	結核治療に係る書類 または 在宅患者加算に関する支援給付決定通知書
放射線障害者加算 (当時、放射線障害者加算が算定されていた期間を記載してください。)	氏名： 期間： 年 月～ 年 月	被爆者健康手帳、原爆症認定に係る書類 または 支援給付決定通知書

※複数の該当期間がある場合は、適宜、追加で余白に記載ください。

申出書の記載内容は以上となります。

【留意事項】

- ※1 不実の申請その他不正な手段により申出に基づく支給を受けた場合は、刑法の規定によって処罰されることがあります。
- ※2 申出権者による申出が困難な場合で、代理人が申出するときは、別途委任状を添付ください。
- ※3 申出内容の確認等のため、申出者の連絡先へ、必要に応じてご連絡することがあります。

支援給付の実施機関の長 殿

同意書

平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた支援給付費の追加給付の決定のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の支援給付の受給状況を確認するため、貴支援給付の実施機関が官公署、日本年金機構等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることに同意します。

また、貴支援給付の実施機関の調査又は報告要求に対し、官公署等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等に伝えて構いません。

年 月 日

住所

氏名

【申出に当たってのチェックリスト】

① 申出書に添付する書類

下記が全て添付されているかチェックの上、申出をお願いいたします。

(電子申出(メール等)の場合は写真を添付、郵送の場合は写しを添付願います。)

【必ずご提出いただく資料】

- 以下のいずれか一つ(申出者の顔写真付きの本人確認書類)
 - : マイナンバーカードの写し(表面(番号の記載がない面))、運転免許証の写し、在留カードの写し、障害者手帳の写し、パスポートの写し等の身分確認書類など
- 全世帯員の戸籍謄本の写し(全部事項証明書)
 - ※ 当時の姓が現在の姓と異なる場合は、併せて、当時の姓が記載された戸籍謄本を添付してください
 - ※ 離婚等によって、当時の世帯員が申出者の戸籍から除籍となっている場合、申出者において戸籍の第三者請求により、除籍となった世帯員の現在の戸籍謄本を請求することができます
 - ※ 支援給付受給中の場合は、戸籍謄本に代えて支援給付受給証明書によることも可
- 外国籍の場合は、全世帯員の住民票の写し
 - ※ 支援給付受給中の場合は、住民票に代えて支援給付受給証明書によることも可
- 申出者本人の「3. 振込先口座」記載の口座情報が確認できる預貯金通帳の写し、または、キャッシュカードの写し
- 同意書(追加給付に当たって必要な調査に係る同意)

【必要に応じて提出いただく資料】

- 「5. 加算等の申出」で必要とされる挙証資料
- 当時の居所を記載できない場合は、戸籍謄本の附票の写し
- 代理による申出を行う場合は、委任状、身分確認書類、本人との関係を証する書類

② 記載事項

下記が全て添付されているかチェックの上、申出をお願いいたします。

(郵送の場合は写しを添付願います。)

- 申出者が支援給付受給当時の中国残留邦人等本人(中国残留邦人等本人が死亡している場合は、配偶者)となっているか
- 申出先の自治体で支援給付を受給されていた期間の受給者全員が記載されているか(当該期間に世帯内にいない方については、追加給付の対象外となります)
- 振込口座が申出者本人の名義のものとなっているか
- 加算等の該当がある場合、該当する方の氏名や該当期間が記載されているか
- 連絡先が記載されているか